

平成26年度 第2回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

■日時 平成26年12月18日(木) 午後2時～3時30分

■場所 宇都宮市役所 本庁舎B1中会議室(地下1階)

■出席者

1 委員

稲川委員, 瓜生委員, 興野委員, 清水委員, 鈴木委員, 中澤委員, 並木委員, 橋本委員, 檜山委員, 福田委員, 麦倉委員

(五十音順)

※欠席 池本委員, 齋藤委員

2 事務局

障がい福祉課長, 障がい福祉課長補佐, 障がい福祉課係長, 障がい福祉課担当者

3 傍聴者

なし

■会議経過

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 「(仮称) 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の素案について(資料1, 別紙1・2)

委員

- ・ 精神障がい者に関して, 取組等が入っていないのでは。

事務局

- ・ 障がい福祉サービス計画は, 各サービスの見込量等を見込むことがメインの計画になっており, 障がい福祉サービスは, 全ての障がいを対象としている。

委員

- ・ 65歳になると, 介護のサービスに移行することが原則になっているため, 障がい福祉サービスを継続して利用したい人が利用できなくなってしまうのは問題ではないか。

事務局

- ・ 家事援助などの介護サービスで対応できるサービスについては, 介護に移行してもらおうが, 障がい福祉サービスでのみ受けられるサービスは継続して受けることができる。

委員

- ・ 障がいから介護に移行する際, 新たに認定を受け直すと利用量等に差異がでてしまうの

ではないか。

事務局

- ・ 障がいも介護も、それぞれ独立した審査会において認定を行っているため、支給決定に差異が出る可能性はある。

委員

- ・ 障がい福祉サービスと介護サービスを利用することについて、本人は選択できないのか。

事務局

- ・ 原則、介護サービスを優先利用することになっている。ただし、介護のサービスにないサービスについては、障がいのサービスを受給できる。

委員

- ・ 障がいと介護でサービスの差異が出るのは問題である。アンケートをとるなどして、現状を把握すべきである。

委員

- ・ 介護のサービスについて、手話通訳ができるヘルパーを増やしてほしい。

事務局

- ・ 障がいのサービスにおいても、手話通訳ができるヘルパーが少ないので、対応を検討する。

委員

- ・ 65歳から介護に移行するというのは、あくまで原則であるので、この原則の解釈をどう捉えるか、自治体によって一律ではない。本市においても、対応が困難な方には、弾力的な運用が必要である。

委員

- ・ グループホーム等の利用について、市町村によっては、65歳になると、利用できなくなる場所もある。自治体の判断ではあるが、あまりに酷である。

事務局

- ・ 個別のケースでは、介護のケアマネージャーが作成したケアプランを障がいにおいても参考にしているところもある。また、ケースによっては、介護サービスで不足する分は、障がい福祉サービスにおいて、補うこともできる。

委員

- ・ ケアマネージャーの知識が無くて、個別に対応できていないケースもある。

事務局

- ・ ケアマネージャーに対する障がい福祉サービスの研修等について、現在も本市のケースワーカーが講師となり実施しているが、今後も研修機会等の充実を図っていく。

委員

- ・ 人材の育成等について、今回の計画に盛り込まれているので、質の確保をお願いしたい。

委員

- ・ 地域生活支援拠点について、基幹相談支援センターを中核として設置するようであるが、基幹相談支援センターと障がい者相談支援事業所の違いは。また、地域生活支援拠点を1つ設置するとしているが、標記は「1つ」でよいのか。

事務局

- ・ 障がい者相談支援事業は、これまでどおり、日常生活における相談への対応を行い、基幹相談支援センターでは、相談支援事業所と連携し、困難ケースへの対応を行う。

事務局

- ・ 当面は、基幹相談支援センターを中核として1つの地域生活支援拠点を整備することとしているが、今後の状況を踏まえながら拡大も検討する。

委員

- ・ 現在、相談支援センターが7か所設置されているが、基幹相談支援センターの役割が困難ケースへの対応となると、利用者の相談窓口は既存の7か所のみで、直接基幹相談支援センターに相談できないのか。また、設置された際は、利用者など市民にも広く周知等されるのか。

事務局

- ・ 相談支援センターで日常の相談を受けることを基本とするが、ケースによっては、基幹相談支援センターに直接相談することも可能としていきたい。また、基幹相談支援センターの開設については、関係機関との調整ができ次第、機会をみて、周知させていただく。

委員

- ・ 基幹相談支援センターを市役所内に設置し、困難ケースを扱うことや、7か所の相談支援センターを統括することはこれまでもやってきたことであり、今までと何が違うのか、具体的なイメージがみえてこない。

事務局

- ・ 相談支援事業の中核となるだけでなく、緊急時にも円滑に対応できるよう、グループホームや短期入所の利用状況を把握し、現在のように利用者が事業所に直接問い合わせをし、空きを探さなくても、事業所の空き情報を得られるようなマネジメント機能を付加していく。

委員

- ・ 市の計画では、地域生活支援拠点を1つ設置するとしているが、面的な整備を検討しているということであれば、「地域生活支援拠点等」という表記にすべきではないか。（「等」という文言が含まれるのではないか。）

事務局

- ・ 表現については、検討させていただく。

委員

- ・ 一般就労への移行に関する取組として、職場体験の実習とあるが、具体的にはどのように実施するのか。

事務局

- ・ 就労移行支援事業所から、職場に慣れてもらうための職場体験希望者を募集し、市役所内において、職場体験を実施する。

事務局

- ・ 職場体験を通して、障がい者を受け入れるうえでの課題等を把握しながら、今後は一般企業にも協力してもらえるよう、事業の拡大を検討していく。

委員

- ・ 「就労移行支援事業」利用者との記載があるが、限定しているのはなぜか。

事務局

- ・ 就労移行支援事業利用者をモデルケースに実施し、順次、A型利用者などの拡大も検討していく。

麦倉委員

- ・ 一般就労への移行については、関係機関、ハローワーク等との連携により取り組んでいくべきである。単独で取り組みを実施しても効果が薄い。

事務局

- ・ 商工会議所等の関係機関とも連携して、より効果の高い取組を実施していく。

委員

- ・ 日中一時支援事業について、今後3年間の見込みを見ると、それほど増加しないように見込んでいると見受けられるが、利用者のニーズはもっと高いように思う。日中一時支援事業を利用したいという希望に応えられるのか。

事務局

- ・ 「放課後支援型」は、保護者のレスパイトケアという事業の趣旨を踏まえ、1週間で3回までの利用となっているが、「日中支援型」との併用や子ども発達センターで実施している「放課後等デイサービス」との併用も可能である。サービスの組み合わせにより、ニーズに対応していきたい。

委員

- ・ レスパイトケアという趣旨は理解しているが、働きたいというニーズにも応えられるよう、対象を広げるなどの検討も必要では。

事務局

- ・ 日中一時支援事業は、介護者のレスパイトケアという目的で開始した。「放課後支援型」の利用回数についても、当時の利用者アンケート結果に基づき、1週間で3回までとした経緯がある。

事務局

- ・ 「放課後等デイサービス」は、最大「23日」利用できるため、日中一時支援事業との併用でニーズに応えられると考えている。

委員

- ・ グループホームの施設整備について、整備に対する補助だけでなく、運営についても、市単補助などの取組を実施してほしい。他の都道府県では、グループホームについて、建築基準法上の一般住宅として、整備しやすいように取り組んでいるところもある。建築の基準が高くなると、施設整備に費用がかかり、家賃に跳ね返るため、最終的には利用者に負担になってしまう。

委員

- ・ グループホームを造ることはもちろん必要であるが、いくつ造るか市としても十分に検討いただきたい。

委員

- ・ 専門性の高い意思疎通支援事業について、県が実施している事業と思われるが、市でも今後実施していくのか。手話通訳設置事業について、現在は2名の体制であるが、今後、基幹相談

支援センターの設置に合わせて増やすことはできないか。

事務局

- ・ 専門性の高い意思疎通支援事業については、今年度より、県が実施している事業について、宇都宮市在住の受講者の分を負担金を支払う形で実施していくこととしている。手話通訳設置事業については、市役所内に2名配置しており、基幹相談支援センターも市役所内に設定を予定しているので、現行の体制で連携を図っていきたいと考えている。

委員

- ・ 歯科医師会として、障がい者の歯科診療などに現在も取り組んでいるが、障がいのある方のニーズを把握できていないので、協力できることがあれば協力していきたい。

委員

- ・ 職場体験の実習は、市役所内において、年に数回実施することを予定しているのか。

事務局

- ・ 毎年度、複数の事業所からの利用者を受け入れて、体験してもらう。回数等については、今後検討していく。

委員

- ・ 短期入所の利用が多くないのは、利用したいというニーズはあるが、子を預けることが心配で預けられない方もいると思う。短期ですら預けることが心配であれば、グループホームはもっと不安を感じている。親亡き後のことを考え、事業所で空床があるときに、宿泊体験などを実施してもよいのではないか。

委員

- ・ 短期入所の体験利用は効果的であると思うが、現在の利用状況を考えると、ほぼ常に満床で体験利用までを受け入れている余裕がない。グループホームの体験利用を有効に活用することが必要である。

4 その他

- ・ パブリックコメントは、平成26年12月25日から平成27年1月26日の期間行う。
- ・ 第3回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会は、2月中に開催予定。